国民健康保険からのお知らせ

~ 接骨院・整骨院のかかり方 ~

接骨院や整骨院は、国家資格を持つ柔道整復師が施術を行 う施設です。医療機関ではありませんので、健康保険が「使 える場合 | と「使えない場合 | があります。

施術を受けた後に健康保険の適用が認められない場合は、 全額自己負担となります。

○健康保険が使える場合(保険証が使えるもの)

急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性の負傷の場合など

- ●打撲 ●捻挫 ●挫傷(肉離れなど)
- ●骨折、脱臼の応急手当て(応急手当て以外は、医師の同意が必要)
- ○健康保険が使えない場合

内科的原因によるものや慢性的な症状の場合など

- ●疲労性、慢性的な要因の肩こりや筋肉疲労
- ●脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術
- ●保険医療機関(病院、診療所)で治療中の負傷
- ●労災保険が適用となる仕事中や通勤途上の負傷

●接骨院・整骨院にかかる際の注意点

- 1. 負傷部位を正確に伝えてください 4. 療養費支給申請書の内容を確認してから、 どのような原因で負傷したかを柔道整復 師に正確に伝えてください。外傷性の負 傷でない場合や、負傷原因が労働災害や 通勤災害の場合は、健康保険は使えません。
- 2. 病院での治療と重複はできません 同一の負傷について同時期に整形外科の 治療と柔道整復師の施術を重複して受け 5. 領収書は必ずもらいましょう た場合は、原則として柔道整復師の治療 費は全額自己負担となります。
- 3. 施術が長期にわたる場合は、内科的要因 も考えられますので、柔道整復師に相談 し、医師の判断を受けましょう
- 委任欄に署名してください 療養費支給申請書は、被保険者が柔道整 復師に健康保険への請求を委任するもの です。負傷原因、負傷名、日数、金額を 確認し、必ずご自身で署名または捺印し ましょう。

お知らせ

- 領収書は医療費控除を受ける際や高額療 養費支給申請の際に必要です。必ずもら い、大切に保管しましょう。また町から の医療費通知、照会が届いたら、金額・ 施術日の確認をしてください。
- ※施術日や施術内容について、照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったと きは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書などを保管し、照会があったら、ご 自身で回答できるようご協力をお願いします。

【医療費の適正化にご協力をお願いします】

❸町民生活課 ☎72-6933

